

令和 3 年度から適用される主な税制改正

給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

給与所得控除及び公的年金等控除の控除額を一律 10 万円引き下げ、基礎控除の控除額を 10 万円引き上げます。

給与所得と公的年金等所得の両方がある方は、所得金額調整控除の対象となります。

給与所得控除の改正

1. 給与所得控除が一律 10 万円引き下げられます。
2. 給与所得控除の上限額が適用される給与収入の金額が 850 万円、その上限額が 195 万円にそれぞれ引き下げられます。なお、子育て世帯等には負担が生じないように、措置が講じられます（所得金額調整控除）。

給与等の収入金額	給与所得控除額
180 万円以下	収入金額 \times 40% - 10 万円 ※55 万円に満たない場合は 55 万円
180 万円超 360 万円以下	収入金額 \times 30% + 8 万円
360 万円超 660 万円以下	収入金額 \times 20% + 44 万円
660 万円超 850 万円以下	収入金額 \times 10% + 110 万円
850 万円超	195 万円

公的年金等控除の改正

1. 公的年金等控除額が一律 10 万円引き下げられます。
2. 公的年金等の収入金額が 1,000 万円を超える場合の公的年金等控除額の上限が、195 万 5 千円となります。

3. 公的年金等に係る雑所得以外の所得の合計額が 1,000 万円を超え 2,000 万円以下である場合は一律 10 万円が、2,000 万円を超える場合は一律 20 万円が、それぞれ 1 及び 2 の公的年金等控除額から引き下げられます。

年金受給者の年齢	公的年金等の収入金額(A)	公的年金等控除額		
		公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
65 歳未満	130 万円以下	60 万円	50 万円	40 万円
	130 万円超 410 万円以下	$(A) \times 25\% + 27.5$ 万円	$(A) \times 25\% + 17.5$ 万円	$(A) \times 25\% + 7.5$ 万円
	410 万円超 770 万円以下	$(A) \times 15\% + 68.5$ 万円	$(A) \times 15\% + 58.5$ 万円	$(A) \times 15\% + 48.5$ 万円
	770 万円超 1,000 万円以下	$(A) \times 5\% + 145.5$ 万円	$(A) \times 5\% + 135.5$ 万円	$(A) \times 5\% + 125.5$ 万円
	1,000 万円超	195.5 万円	185.5 万円	175.5 万円
65 歳以上	330 万円以下	110 万円	100 万円	90 万円
	330 万円超 410 万円以下	$(A) \times 25\% + 27.5$ 万円	$(A) \times 25\% + 17.5$ 万円	$(A) \times 25\% + 7.5$ 万円
	410 万円超 770 万円以下	$(A) \times 15\% + 68.5$ 万円	$(A) \times 15\% + 58.5$ 万円	$(A) \times 15\% + 48.5$ 万円
	770 万円超 1,000 万円以下	$(A) \times 5\% + 145.5$ 万円	$(A) \times 5\% + 135.5$ 万円	$(A) \times 5\% + 125.5$ 万円
	1,000 万円超	195.5 万円	185.5 万円	175.5 万円

【参考】平成 18 年度～令和 2 年度(平成 17 年分～令和元年分)

受給者の年齢	公的年金等の収入金額	公的年金等控除額
65 歳未満	130 万円以下	700,000 円
	130 万円超 410 万円以下	収入金額 \times 0.25 + 375,000 円
	410 万円超 770 万円以下	収入金額 \times 0.15 + 785,000 円
	770 万円超	収入金額 \times 0.05 + 1,550,000 円
65 歳以上	330 万円以下	1,200,000 円
	330 万円超 410 万円以下	収入金額 \times 0.25 + 375,000 円
	410 万円超 770 万円以下	収入金額 \times 0.15 + 785,000 円
	770 万円超	収入金額 \times 0.05 + 1,550,000 円

基礎控除の改正

1. 基礎控除額が一律 10 万円引き上げられます。
2. 納税義務者の合計所得金額が 2,400 万円を超える場合は、その合計所得金額に応じて控除額が減少し、2,500 万円を超えると適用がなくなります。

前年の合計所得金額	基礎控除額
2,400 万円以下	43 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下	29 万円
2,450 万円超 2,500 万円以下	15 万円
2,500 万円超	適用なし

調整控除の改正

前年の合計所得金額が 2,500 万円を超える納税義務者については、調整控除の適用はなくなります。

所得金額調整控除の創設

下記に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除額が控除されます。

- 給与等の収入金額が 850 万円を超え、下記のアからウのいずれかに該当する場合
 - 特別障害者に該当する
 - 年齢 23 歳未満の扶養親族を有する
 - 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

$$\text{所得金額調整控除額} = (\text{給与等の収入} ※ - 850 \text{ 万円}) \times 10\%$$

※給与等の収入が 1,000 万円を超えるときは 1,000 万円で計算

- 給与所得と公的年金雑所得の両方があり、その合計金額が 10 万円を超える場合

$$\text{所得金額調整控除額} = (\text{給与所得} ※ + \text{公的年金雑所得} ※) - 10 \text{ 万円}$$

※各所得が 10 万円を超える場合は 10 万円で計算

非課税基準、扶養親族等の合計所得金額要件等の改正

所得控除等の合計所得金額の要件が見直されます。

要件等	改正後	改正前
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件	48 万円以下	38 万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額要件	48 万円超 133 万円以下	38 万円超 123 万円以下
勤労学生控除の合計所得金額要件	75 万円以下	65 万円以下
家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保証額	55 万円	65 万円
寡婦及びひとり親に係る生計を一にする子の前年の総所得金額等要件	48 万円以下	38 万円以下

障害者、未成年者、寡婦及びひとり親に対する非課税措置の合計所得金額要件		135 万円以下	125 万円以下
均等割の非課税限度額の合計所得金額	同一生計配偶者及び扶養親族がない方	28 万円+10 万円	28 万円
	同一生計配偶者及び扶養親族がある方	28 万円×(同一生計配偶者+扶養親族人数+1)+10 万円+16 万 8 千円	28 万円×(同一生計配偶者+扶養親族人数+1)+16 万 8 千円
所得割の非課税限度額の前年の総所得金額等	同一生計配偶者及び扶養親族がない方	35 万円+10 万円	35 万円
(均等割のみ課税される方)	同一生計配偶者及び扶養親族がある方	35 万円×(同一生計配偶者+扶養親族人数+1)+10 万円+32 万円	35 万円×(同一生計配偶者+扶養親族人数+1)+32 万円

未婚のひとり親に対する税制上の措置および寡婦（寡夫）控除の見直し

すべてのひとり親家庭の子どもに対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するために、以下の措置が講じられました。

1. ひとり親控除の創設

婚姻歴や性別にかかわらず、生計を同じとする子がいる単身者について、ひとり親控除（控除額 30 万円）を適用することとなりました。

対象となる人は、原則として昨年 12 月 31 日の現況で、婚姻をしていないこと、または配偶者の生死の明らかでない一定の人のうち、次の 3 つの要件のすべてに当てはまる人です。

1. その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと。
2. 生計を一にする子がいること。

※この場合の子は、その年分の総所得金額等が 48 万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限られます。

3. 合計所得金額が 500 万円以下であること。
-

2. 寡婦控除・寡夫控除の見直し

上記以外の寡婦については、引き続き寡婦控除として控除額 26 万円を適用することとし、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても所得制限（合計所得金額が 500 万円以下）を設けることとなりました。

※ひとり親控除、寡婦控除のいずれについても、**住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある者は対象外**とされました。

また、ひとり親控除が創設されたことにより寡夫控除はなくなりました。

3. 個人住民税の非課税措置の見直し

1 または 2 に該当し、合計所得金額が 135 万円以下である方は、**市県民税の非課税措置の対象**となります。

※令和元年度の税制改正は令和 2 年度の税制改正により見直され、児童扶養手当受給者（18 歳以下の児童の父または母）に限定されなくなりました。

4. 所得控除額の変更点

令和3年度以降 ～ひとり親控除・寡婦控除～（単位：万円） ※1 ひとり親控除 ※2 寡婦控除

配偶関係			死別		離別		未婚		
本人の合計所得			500万円 以下	500万円 超	500万円 以下	500万円 超	500万円 以下	500万円 超	
本人が女性	扶養親族	有	子	30 ※1	—	30 ※1	—	30 ※1	—
			子以外	26 ※2	—	26 ※2	—	—	—
		無	26 ※2	—	—	—	—	—	—
本人が男性	扶養親族	有	子	30 ※1	—	30 ※1	—	30 ※1	—
			子以外	—	—	—	—	—	—
		無	—	—	—	—	—	—	

令和2年度以前 ～寡婦控除、寡夫控除～（単位：万円）

配偶関係			死別		離別		
本人所得（合計所得金額）			500万円 以下	500万円 超	500万円 以下	500万円 超	
寡婦控除	扶養親族	有	子	30	26	30	26
			子以外	26	26	26	26
		無	26	—	—	—	
寡夫控除	扶養親族	有	子	26	—	26	—
			子以外	—	—	—	—
		無	—	—	—	—	